

「帯広市シルバーいきいきプラザ」指定管理者の指定結果

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり本市の公の施設に係る指定管理者に指定します。

1 公の施設の名称及び位置

名称	位置
帯広市シルバーいきいきプラザ	帯広市西 13 条南 2 丁目 2 番地 1

2 指定管理者

帯広市西 13 条南 2 丁目 2 番地 1

公益社団法人帯広市シルバー人材センター

理事長 阿部 信一

3 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで